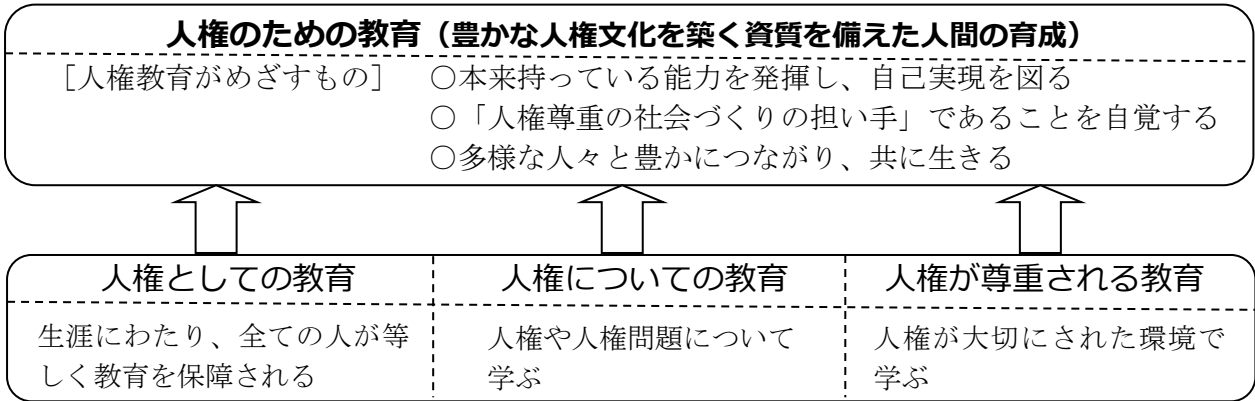


令和8年度

社会教育における人権教育推進のための重点

1 鳥取県がめざす人権教育

～「鳥取県人権教育基本方針－第3次改訂－」（令和5年3月公表）より～



2 本年度の重点

(1) 普遍的な視点と個別的な視点との往還

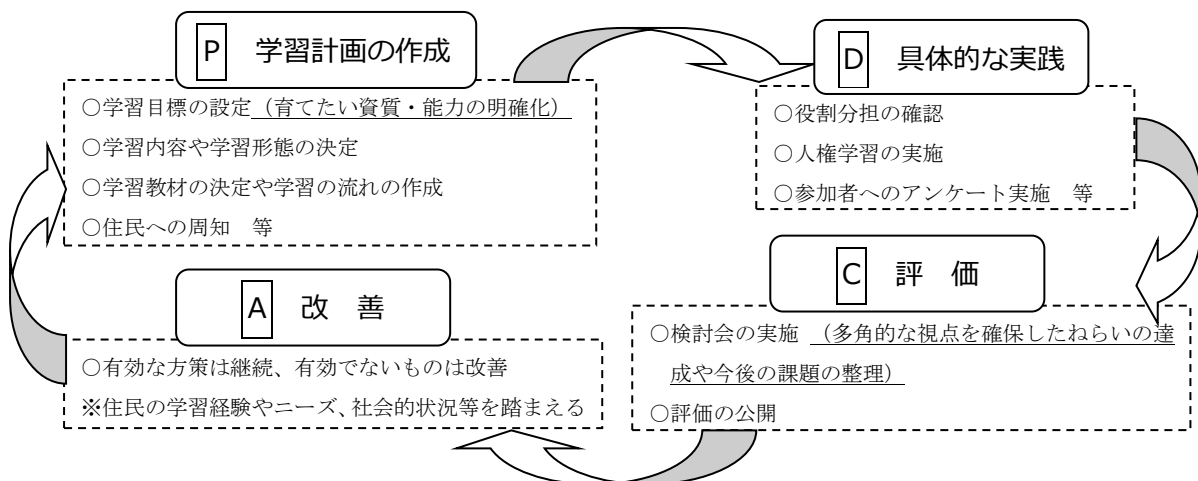
普遍的な視点からの権利を基礎にすえたアプローチと個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえたアプローチとの往還による人権学習を推進することで、「人権」についての理解や「権利」についての認識を深めるとともに、獲得した「人権」という共通の基準をもとに生活の中にある具体的な問題の発見やその解決につながる学びを重視する。

(2) 「参加型学習」の重視

「参加型学習」を積極的に推進することで課題解決を方向付け、学習者が人権尊重の社会づくりの担い手として地域社会に参画することを促す。

3 地域における人権教育の充実に向けて

(1) P D C A サイクルの考えに基づいた人権学習の展開



(2) 人権教育の推進に向けた支援

- ◇市町村人権教育合同研究協議会の開催
- ◇小地域懇談会等の住民学習の充実に向けた学習プログラムの提供等
- ◇情報提供・情報交換の機会提供等